（別添）

乳製品の関税割当てに関する留意事項及び抽選方法について

１．留意事項

（１）ウェブ登録及び申請書類の提出

関税割当てを希望する者は、関税割当公表本文第５の２に定める期間中に、農林水産省ウェブサイトの登録フォームからウェブ登録を行うとともに、本文第４に定める期間中に、関税割当申請書類を提出してください。申請書類の受付は、農林水産省生産局牛乳乳製品課にて行いますので、申請書類を揃えて、同課までご持参下さい。また、登録フォームの内容については、各品目の関税割当公表をご参照願います。

ウェブ登録及び申請書類の提出にあたっては、以下のことにご留意ください。

- 各法人又は個人事業者によるウェブ登録は１回のみとします。
- 登録フォームの内容は、各品目の関税割当公表をご参照下さい。なお、複数回の登録や入力事項に不備等が発見された場合は、抽選を行う場合に必要な抽選番号を付与できない場合があります。
- 当省ウェブサイトからの登録後、農林水産省からは、各法人又は個人宛てに、登録の完了に関するメール等での返信を行いません。
- 登録後、登録内容の修正を行うことは出来ませんので、十分ご注意の上、手続をお願いいたします。

なお、次に掲げる場合は、申請が無効となりますので、ご注意ください。

- 同一の法人又は個人による複数の申請登録申込が判明した場合（例えば、支店ごとに申請登録申込を行った場合等）
- ウェブ登録のみで、本文４に定める期間に申請書類の提出が行われない場合
- 申請書類において、申請資格を満たしていることを確認できない場合
- 申請書類の不備等により、正しく申請が行われたと判断できない場合

（２）農林水産省ウェブサイトによる抽選番号の公表

申請書類の受付後、抽選を行う場合は、当省ウェブサイトにて、申請者の抽選番号及び申請者名を公表します。

（３）公開抽選の実施と結果公表

立会人同席の下、一連番号方式（「２抽選方法（一連番号方式）の概要」を参照）による公開抽選を行い、申請順位を決定します。申請者は、公開

抽選に参加する必要はありませんが、見学は可能です（見学は申請順位の決定に影響しません）。

見学希望者は、事前連絡は不要ですが、見学は、該当品目の申請者に限らせていただきます。公開抽選の日時と場所については、関税割当公表本文第７に定める日時に、当省ウェブサイトで公表するとともに、公開抽選の結果の公表日も併せてお知らせします。会場は 10～20 名程度の座席を用意しますが、見学者多数のため、座席が不足する場合は、入場をお断りすることがありますので予めご了承ください。

なお、公開抽選会の会場で確認できる抽選結果は、「２抽選方法（一連番号方式）の概要の（３）」にある「抽選結果表」のみです。

申請順位に関する個別のお問い合わせは受け付けません。また、農林水産省から連絡することはありませんので、各自で当省ウェブサイトをご確認ください。

（http://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kanwari.html）

（４）関税割当証明書の発給

抽選後、申請書類を精査し、申請順位が有効と判断できる者を対象に、申請順位の上位の者から順に関税割当証明書の発給を行います。発給の対象者に対しては、ウェブ登録に登録されたメールアドレスにご連絡いたします。

また、発給対象とならなかった者には、農林水産省から連絡は行いませんので、ご了承ください。

２．抽選方法（一連番号方式）の概要

以下の手順で、0 から 9 までの番号が付された 10 個の抽選玉により抽選結果表に数字を記録し、当該数字の組み合わせによって申請登録番号を指定することで、申請登録番号ごとに申請順位を決定します。

＜例：申請登録者数が３桁の場合＞

（１）作業①：下１桁の位（一の位）の表を埋めます。

10 個の抽選玉を全て抽選機に入れ、抽選機を操作して一個ずつ抽選玉を出します。出てきた順番に下 1 桁の位の表を埋めます。

（進行例 1）申請登録者数が 143 人で、申請順位を決定する。

下 1 桁の位を抽選。10 個の抽選玉を入れた抽選機から「4」「0」「9」「7」･･･と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・（例）

桁（位）＼抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下 1 桁（一の位）	4	0	9	7	・	・	・			

（２）作業②：下 2 桁の位（十の位）の表を埋めます。

各桁ごとに、作業①と同様の手順で表を埋めます。

（進行例 2）作業①により、下 1 桁は抽選済み。次に、下 2 桁の位を抽選。10 個の抽選玉を入れた抽選機から「3」「5」「1」「8」･･･と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・（例）

桁（位）＼抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下 1 桁（一の位）	4	0	9	7	1	3	6	2	5	8	作業①済み
下 2 桁（十の位）	3	5	1	8	・	・					作業②

（３）作業③：最高位（百の位）の表を埋めます。

申請登録者数が 400 人台であれば、最高位が百の位となり、「0」「1」「2」「3」「4」の 5 個の抽選玉を抽選機に入れ、作業①と同様の手順で表を埋めます。

（進行例 3）作業②により、下 1 桁、下 2 桁は抽選済み。次に、最高位（下 3 桁の位）を抽選。申請登録者数＝143 人であることから、「0」「1」の 2 個の抽選玉を入れた抽選機から「0」「1」と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・（例）

桁（位）＼抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下 1 桁（一の位）	4	0	9	7	1	3	6	2	5	8	作業①済み
下 2 桁（十の位）	3	5	1	8	7	9	0	4	2	6	作業②済み
下 3 桁（百の位）	0	1									作業③済み

（４）作業④：申請順位を決めます。

作業①～③により埋められた「抽選結果表」をもとに、若い桁ごとに上位の桁をスライドさせて、申請順位 1 位から順番に 143 位まで、その順位に対応する申請登録番号が決定します。

（進行例 4）〈抽選結果表〉の下 1 桁（一の位）の抽選順位 1 位が「4」であることから、申請登録番号の下 1 桁（一の位）が「4」の者について、申請順位が決定する。

具体的には、下 1 桁「4」・下 2 桁「3」・下 3 桁「0」（＝申請登録番号 034）が申請順位 1 位、下 1 桁「4」・下 2 桁「3」・下 3 桁「1」（＝申請登録番号 134）が申請順位 2 位となる。次に下 2 桁（十の位）の抽選

順位 2 位の「5」にスライドさせ、下 1 桁「4」・下 2 桁「5」・下 3 桁「0」（＝申請登録番号 054）が申請順位 3 位となる。申請順位 4 位は、下 1 桁「4」・下 2 桁「5」・下 3 桁「1」（＝申請登録番号 154）となるが、申請登録番号 154 は該当者なしとなる。そのため、下 2 桁（十の位）の抽選順位 3 位の「1」にスライドさせ、下 1 桁「4」・下 2 桁「1」・下 3 桁「0」（＝申請登録番号 014）が申請順位 4 位となる。

結果、下 1 桁「4」については、034、134、054、154（該当者なし）、014、114、084、184（該当者なし）、074、174（該当者なし）、094、194（該当者なし）、004、104、044、144（該当者なし）、024、124、064、164（該当者なし）となり申請順位 1 位から 14 位が決定する。

次に下 1 桁「0」について、030、130、050、150（該当者なし）、010、110、080、180（該当者なし）、070、170（該当者なし）、090、190（該当者なし）、000（該当者なし）、100、040、140、020、120、060、160（該当者なし）となり、申請順位 15 位から 28 位が決定する。このようにして申請順位 1 位から 143 位が決定していく。

以上より、申請登録者 143 者中、申請順位上位 25 者（1 位から 25 位）は、申請登録番号 034、134、054、014、114、084、074、094、004、104、044、024、124、064、030、130、050、010、110、080、070、090、100、040、140 となる。

（５）作業④の結果、以下の表を、公開抽選実施日の翌日に農林水産省ウェブサイトにて公表します。

【例】抽選結果表（申請順位→申請登録番号）

申請順位	申請登録番号
1	034
2	134
3	054
―	154（該当なし）
4	014
5	114
6	084
―	184（該当なし）
7	074
―	174（該当なし）
8	094
―	194（該当なし）
9	004
10	104
11	044
―	144（該当なし）
12	024
13	124

申請順位	申請登録番号
14	064
―	164（該当なし）
15	030
16	130
17	050
―	150（該当なし）
18	010
19	110
20	080
―	180（該当なし）
21	070
―	170（該当なし）
22	090
―	190（該当なし）
―	000（該当なし）
23	100
24	040
25	140